

長 第 6 1 号
平成 2 5 年 4 月 1 1 日

各指定居宅サービス事業者
各指定介護予防サービス事業者
各指定介護老人福祉施設開設者
各介護老人保健施設開設者
各指定介護療養型医療施設開設者
各老人居宅生活支援事業者
各養護老人ホーム施設長
各軽費老人ホーム施設長
各老人福祉センター管理者
各有料老人ホーム施設長

様

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局
長寿社会課長
(公印省略)

老人福祉法、社会福祉法、介護保険法及び旧介護保険法に基づく届出等における暴力団の排除に関する要綱の一部改正について（通知）

このことについて、別添のとおり標記要綱を一部改正しました（「別記様式(法人用)」中「押印」を「備考」に改正）。

つきましては、内容についてご理解いただき、各種申請、届出時の適切な対応をお願いいたします。

なお、改正後の新要綱及び様式につきましては、「きのくに介護 de ネット」(<http://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/>)に掲載していますので、ご参照願います。

サービス指導班

TEL 073-441-2527 FAX 073-441-2523

振興班

TEL 073-441-2519 FAX 073-441-2523

老人福祉法、社会福祉法、介護保険法及び旧介護保険法に基づく届出等
における暴力団の排除に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、和歌山県に対して行われる老人福祉法（昭和38年法律第133号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、介護保険法（平成9年法律第123号）及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）に基づく届出又は申請（以下「届出等」という。）時に、当該届出等をしようとする者（以下「届出者等」という。）が暴力団ではない等の内容を誓約する誓約書（以下単に「誓約書」という。）の提出を求めることについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例第2条並びに和歌山県の事務及び事業における暴力団の排除に関する要綱（平成23年10月25日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第2条に規定するところによる。

(誓約書の提出)

第3条 次の各号に掲げる届出等に係る届出者等は、当該届出等に係る届出書又は申請書に、当該届出者等が法人にあっては誓約書（別記様式（法人用））を、個人にあっては誓約書（別記様式（個人用））を添付して和歌山県知事に提出しなければならない。

- (1) 老人福祉法第14条の規定による老人居宅生活支援事業の開始の届出（市町村が行う届出を除く。）
- (2) 老人福祉法第14条の2の規定による老人居宅生活支援事業の変更の届出（経営者の氏名（法人にあってはその名称）又は主な職員の氏名若しくは経歴に係る変更に限る。）（市町村が行う変更の届出を除く。）
- (3) 老人福祉法第15条第2項の規定による老人デイサービスセンター等の設置の届出（市町村が行う届出を除く。）
- (4) 老人福祉法第15条第3項の規定による養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置の届出（市町村が行う届出を除く。）
- (5) 老人福祉法第15条第4項の規定による養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置の認可の申請
- (6) 老人福祉法第15条の2第1項の規定による老人デイサービスセンター等の変更の届出（施設の長その他主な職員の氏名又は経歴に係る変更に限る。）（市町村が行う変更の届出を除く。）
- (7) 老人福祉法第15条の2第2項の規定による養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの変更の届出（施設の長その他主な職員の氏名又は経歴に係る変更に限る。）（市

町村が行う変更の届出を除く。)

- (8) 老人福祉法第29条第1項の規定による有料老人ホームの設置の届出
- (9) 老人福祉法第29条第2項の規定による有料老人ホームの変更の届出（設置者の氏名（法人にあってはその名称）又は施設の管理者の氏名に係る変更に限る。）
- (10) 社会福祉法第62条第1項の規定による軽費老人ホームの設置の届出（市町村が行う届出を除く。）
- (11) 社会福祉法第62条第2項の規定による軽費老人ホームの設置の許可の申請
- (12) 社会福祉法第63条第1項の規定による軽費老人ホームの変更の届出（設置者の氏名（法人にあってはその名称）若しくは経歴又は施設の管理者若しくは実務を担当する幹部職員の氏名若しくは経歴に係る変更に限る。）（市町村が行う変更の届出を除く。）
- (13) 社会福祉法第63条第2項の規定による軽費老人ホームの変更の許可の申請（設置者の氏名（法人にあってはその名称）若しくは経歴又は施設の管理者若しくは実務を担当する幹部職員の氏名若しくは経歴に係る変更に限る。）
- (14) 社会福祉法第69条第1項の規定による老人福祉センターの開始の届出（市町村が行う届出を除く。）
- (15) 社会福祉法第69条第2項の規定による老人福祉センターの変更の届出（経営者の氏名（法人にあってはその名称）に係る変更に限る。）（市町村が行う変更の届出を除く。）
- (16) 介護保険法第41条第1項本文の指定居宅サービス事業者の指定の申請
- (17) 介護保険法第46条第1項の指定居宅介護支援事業者の指定の申請
- (18) 介護保険法第48条第1項第1号の指定介護老人福祉施設の指定の申請
- (19) 介護保険法第53条第1項本文の指定介護予防サービス事業者の指定の申請
- (20) 介護保険法第70条の2第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の更新の申請
- (21) 介護保険法第75条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の変更の届出（事業者の名称、主たる事務所の代表者の氏名、事業所の管理者の氏名又は役員の氏名に係る変更に限る。）
- (22) 介護保険法第79条の2第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請
- (23) 介護保険法第82条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の変更の届出（事業者の名称、主たる事務所の代表者の氏名、事業所の管理者の氏名又は役員の氏名に係る変更に限る。）
- (24) 介護保険法第86条の2第1項の規定による指定介護老人福祉施設の指定の更新の申請
- (25) 介護保険法第89条の規定による指定介護老人福祉施設の変更の届出（開設者の

名称、主たる事務所の代表者の氏名、施設の管理者の氏名又は役員の氏名に係る変更に限る。)

(26) 介護保険法第94条第1項の規定による介護老人保健施設の開設の許可

(27) 介護保険法第94条の2第1項の規定による介護老人保健施設の開設の許可の更新の申請

(28) 介護保険法第95条の規定による介護老人保健施設の管理者の承認の申請

(29) 介護保険法第99条第1項の規定による介護老人保健施設の変更の届出（開設者の名称、主たる事務所の代表者の氏名、施設の管理者の氏名又は役員の氏名に係る変更に限る。)

(30) 旧介護保険法第107条の2第1項の規定による指定介護療養型医療施設の指定の更新の申請

(31) 旧介護保険法第111条の規定による指定介護療養型医療施設の変更の届出（開設者の名称、主たる事務所の代表者の氏名、施設の管理者の氏名又は役員の氏名に係る変更に限る。)

(32) 介護保険法第115条の5第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の変更の届出（事業者の名称、主たる事業所の代表者の氏名、事業所の管理者の氏名又は役員の氏名に係る変更に限る。)

(33) 介護保険法第115条の11において準用する場合の介護保険法第70条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定の更新の申請

(照会)

第4条 長寿社会課長は、暴力団排除要綱第5条第1項の規定に基づき、前条の規定による誓約書を提出した届出者等について排除措置対象者に該当するか否かについて確認を行う必要があると認めるときは、警察本部刑事部組織犯罪対策課長に対し照会を依頼するものとする。

(照会の結果に基づく措置)

第5条 前条の照会の結果、届出者等が排除措置対象者に該当することが判明したときは、長寿社会課長は、誓約書（別記様式（法人用）及び誓約書（別記様式（個人用））第3項の誓約に基づき、届出者等に対し当該届出等の取下げを求めるものとする。

(届出等の取下げ)

第6条 前条の照会の結果に基づく措置の結果、第3条各号に掲げる届出等を取り下げようとする者は、届出等取下届（別記様式（取下げ用））を和歌山県知事に提出しなければならない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めのない事項は、暴力団排除要綱の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、改正後の老人福祉法、社会福祉法、介護保険法及び旧介護保険法に基づく届出等における暴力団の排除に関する要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

和歌山県知事 様

所在地
法人名
代表者の職氏名

印

誓 約 書(法人用)

当法人は、老人福祉法、社会福祉法、介護保険法及び健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法に基づく届出又は申請(以下「届出等」という。)に際し、下記のことを誓約します。

なお、本誓約書の内容について、和歌山県が和歌山県警察本部に照会することを承諾します。

- 1 当法人は、和歌山県暴力団排除条例(平成23年和歌山県条例第23号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定されている暴力団(以下「暴力団」という。)ではありません。
- 2 当法人は、当法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。)並びに、主たる事務所の代表者及び届出等に係る事業所又は施設の長若しくは管理者が、次に掲げるいずれの者にも該当せず、また、これらの者と密接な関係を有する者ではありません。
 - (1) 条例第2条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)が事業主又は役員に就任している者
 - (2) 暴力団員等が実質的に運営している者
 - (3) 暴力団員等であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団員等を利用した者
 - (5) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不正に与えた者
 - (6) 暴力団又は暴力団員等と社会通念上ふさわしくない交際をするなど社会的に非難される関係を有している者
 - (7) 契約の相手方が前各号の規定に該当する者であると知りながら、その者と商取引に係る契約を締結した者
- 3 当法人、当法人の役員並びに主たる事務所の代表者及び届出等に係る事業所又は施設の長若しくは管理者が、本誓約の内容に反した場合又は次のいずれかに該当した場合には、本届出等を取り下げます。
 - (1) 条例第22条の規定に基づく勧告を受けた場合
 - (2) 条例第23条の規定に基づく事実の公表を受けた場合
 - (3) その他条例に抵触した場合
- 4 届出、認可、許可、指定又は承認を受けた後に、当法人、当法人の役員並びに主たる事務所の代表者及び届出等に係る事業所又は施設の長若しくは管理者が、本誓約の内容に反した場合又は前項に掲げる各号のいずれかに該当した場合には、廃止若しくは休止の届出、廃止若しくは休止の認可申請又は指定の辞退を行います。
- 5 3又は4の場合、貴県に対して異議を申し立てず、かつ、損害賠償を求めません。

※ 本誓約書の提出は、条例第6条第3号の規定に基づく措置であり、本届出等の確認及び審査以外の目的に使用することはありません。

提出の際は、必ず裏面と合わせて両面コピーしてください。(法人用のみ)

事業所又は施設の名称				
事業の種類及び内容		事業所又は施設の所在市区町村名		
役員等名簿 (誓約書の表面2で規定する役員等について記入してください。当該事業所又は施設の管理者は必ず含まれます。				
(ふりがな) 氏名	生年月日	住 所	性別	備考
	役職名・呼称		就任年月日	
()		〒 -	男・女	
			年月日	
()		〒 -	男・女	
			年月日	
()		〒 -	男・女	
			年月日	
()		〒 -	男・女	
			年月日	
()		〒 -	男・女	
			年月日	
()		〒 -	男・女	
			年月日	
()		〒 -	男・女	
			年月日	
()		〒 -	男・女	
			年月日	
()		〒 -	男・女	
			年月日	
()		〒 -	男・女	
			年月日	
()		〒 -	男・女	
			年月日	

記入欄が不足する場合は、適宜記入欄を設けるなどして記載してください。
 誓約書が複数枚にわたる場合は、各枚のとじ目をまたいで代表者印を押印してください。

別記様式（個人用）

年 月 日

和歌山県知事 様

住所
(名称)
氏名

印

誓 約 書 (個人用)

私は、老人福祉法、社会福祉法、介護保険法及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法に基づく届出又は申請（以下「届出等」という。）に際し、下記のことを誓約します。

なお、本誓約書の内容について、和歌山県が和歌山県警察本部に照会することを承諾します。

- 1 私は、次に掲げるいずれの者にも該当しません。
 - (1) 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定されている暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）
 - (2) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団を利用した者
 - (3) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不正に与えた者
 - (4) 暴力団又は暴力団員等と社会通念上ふさわしくない交際をするなど社会的に非難される関係を有している者
 - (5) 契約の相手方が2の各号の規定に該当する者であると知りながら、その者と商取引に係る契約を締結した者

- 2 私は、次に掲げる者と密接な関係を有する者ではありません。
 - (1) 暴力団員等が事業主又は役員に就任している者
 - (2) 暴力団員等が実質的に運営している者
 - (3) 暴力団員等であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団員等を利用した者
 - (5) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不正に与えた者
 - (6) 暴力団又は暴力団員等と社会通念上ふさわしくない交際をするなど社会的に非難される関係を有している者
 - (7) 契約の相手方が前各号の規定に該当する者であると知りながら、その者と商取引に係る契約を締結した者

- 3 私は、本誓約の内容に反した場合又は次のいずれかに該当した場合には、本届出等を取り下げます。
 - (1) 条例第22条の規定に基づく勧告を受けた場合
 - (2) 条例第23条の規定に基づく事実の公表を受けた場合
 - (3) その他条例に抵触した場合

- 4 私は、届出及び許可を受けた後に、本誓約の内容に反した場合又は前項に掲げる各号のいずれかに該当した場合には、廃止又は休止の届出を行います。

- 5 私は、3又は4の場合、貴県に対して異議を申し立てず、かつ、損害賠償を求めません。

※ 本誓約書の提出は、条例第6条第3号の規定に基づく措置であり、本届出等の確認及び審査以外の目的に使用することはありません。